

令和 4 年 度

対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算書

(第 1 号)

対 馬 市

議案第 5 7 号

令和 4 年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度対馬市の集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 8 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9, 6 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	20,994	96	21,090
	1 他会計繰入金	20,994	96	21,090
6	市債	0	5,800	5,800
	1 市債	0	5,800	5,800
	歳 入 合 計	23,759	5,896	29,655

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	下水道事業費	8,188	5,896	14,084
	1 下水道管理費	8,188	5,896	14,084
	歳 出 合 計	23,759	5,896	29,655

第 2 表

事 項
下水道事業法適化業務委託料

第 3 表

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法
公営企業会計適用債	5,800	証書借入
合 計	5,800	

債務負担行為

期 間	限 度 額
自 令和4年度 至 令和5年度	10,934 千円

地 方 債

(単位：千円)

利 率	償 還 の 方 法
年利5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは借換をすることができる。

歳入歳出補正予算

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
3 繰入金	千円 20,994
6 市債	0
歳入合計	23,759

(歳出)

款	補正前の額	補正額
1 下水道事業費	千円 8,188	千円 5,896
歳出合計	23,759	5,896

事項別明細書

補正額	計
千円 96	千円 21,090
5,800	5,800
5,896	29,655

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
千円 14,084	千円	千円 5,800	千円	千円 96
29,655	0	5,800	0	96

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 20,994	千円 96	千円 21,090
計	20,994	96	21,090

6 款 市債

1 項 市債

1 下水道事業債	0	5,800	5,800
計	0	5,800	5,800

3 歳 出

1 款 下水道事業費

1 項 下水道管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 156	千円 5,896	千円 6,052	千円	千円 5,800	千円	千円 96
計	8,188	5,896	14,084	0	5,800	0	96

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 96	一般会計繰入金追加	千円 96

2 公営企業会計適用債	5,800	公営企業会計適用債	5,800

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 5,896	下水道事業法適化業務委託料	千円 5,896